

仕 様 書

1 件 名 特定保健指導業務委託(令和8年度新規分)

2 履行期間 契約締結日の翌日から令和10年3月31日まで

3 業務の目的

荒川区(以下「区」とする。)が実施する特定健康診査の結果により特定保健指導が必要と判定された荒川区国民健康保険被保険者や無保険者等(以下「対象者」とする。)に対し、委託事業者(以下「受託者」とする。)が生活習慣病の予防・改善を目的とした保健指導を実施し、メタボリックシンドロームの該当者および予備群を減少させ、対象者の健康の保持増進を図る。

4 特定保健指導の会場等

区が用意した指定の会場または、オンライン上で面談の実施をすること。また、オンラインでの特定保健指導を効果的に活用して実施率向上に努めること。

5 対象者および利用見込

区が実施する特定健診等の結果により、特定保健指導の「動機付け支援」または「積極的支援」が必要であるとして区が指定する区民に対し、それぞれ「動機付け支援」、「積極的支援」を行うこと。

(1)動機付け支援

利用見込み 187人 (国民健康保険加入者分176人+無保険者分11人)

(2)積極的支援

利用見込み 75人 (国民健康保険加入者分 72人+無保険者分 3人)

6 委託内容

特定保健指導に関する以下の業務を行うこと。

(1)特定保健指導の実施(動機づけ支援・積極的支援)

厚生労働省健康局の示す「標準的な健診・保健指導プログラム」(以下「プログラム」)及び「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引」(以下「手引き」)の内容に準拠し、生活習慣病の予防・改善にかかる行動変容を目的とした特定保健指導を実施すること。また、荒川区健康増進計画に基づき区が実施する健康づくり等の事業について、区が用意する案内を利用者に渡し、事業の利用を促すこと。

① 特定保健指導の内容・方法

対象者の生活習慣の改善にかかる行動が定着するよう、一定の期間継続して支援を行うため、対象者が参加しやすい条件を整えること。「プログラム」「手引」に準拠し、いくつかの指導方法を導入し、対象者の状況や要望に応じてメニューを選択できるよう、柔軟な仕組みとすること。

【動機付け支援】

- 区の用意した会場またはオンラインにて面接による支援を行うこと。
- 初回面接より3ヵ月後に実績の評価を、面接またはメール等の通信手段を活用して実施すること。

【積極的支援】

- 区の用意した会場またはオンラインを活用した初回面接による支援(個別)を行うこと。
 - 初回面接後、「プログラム」に定められた支援を、面接またはメール等の通信手段を活用して3ヵ月または6ヵ月継続して実施すること。
 - 初回面接より3ヵ月または6ヵ月後に実績の評価を、面接またはメール等の通信手段を活用して実施すること。
- ② 保健指導の教材や、電話・メール等の活用
保健指導への参加を促すような資料・教材の提供や、電話・メール等を効果的に活用し対象者への支援を実施すること。
 - ③ 特定保健指導の日時・時間帯
対象者の利便性及び希望日時等に配慮し、平日の日中・夜間及び、土日の日中に開催すること。
 - ④ 会場の準備等
会場の準備から片付けまで必要な作業を全て受託者が行うこと。
 - ⑤ 相談窓口の設置
電話相談窓口等を設置し、対象者および終了者からの相談に応じること。
 - ⑥ 特定保健指導の未実施者・中断者への対応
対象者のうち、特定保健指導の未申込者については、ハガキにより1回、受診勧奨を行うこと。また特定保健指導を中断した者への対応としては、電話やメール等を活用し、利用者本人の意思に基づいた適切かつ積極的な対応を図ること。
最終利用日から2ヵ月を経過した中断者については、中途脱落者として区に報告すること。
 - ⑦ 利用者への実施結果の提供
特定保健指導終了後、利用者にて特定保健指導の結果を書面にて提供すること。

(2)データの引き渡し時期

特定健康診査の期間が毎年7月1日～11月30日までであり、受診してからおおよそ1ヵ月後に健診結果データが区に提出される。健診結果データを基に区が階層化を行い、「動機付け支援」または「積極的支援」に分類された対象者をCSV形式でデータ化し、CD-Rを、クール毎の引き渡し期日までに受託者に引き渡す。

(3) 特定保健指導のスケジュール

特定健康診査の結果取りまとめ時期に合わせて、保健指導の実施期間を第1クールから第6クールに加え予備として第7クールの7期に分割し、1期につき9日間の平日利用（うち2日間は夜間）と4日間の土日利用を候補日として区が会場を確保する。

面談時間は、利用者1人につき40分程度とする。

会場の利用時間は、平日・土日は9:00～18:30、うち面接は9:40～16:10まで、夜間は13:00～21:00、うち面接は13:40～20:20までとする。

クール	健康診査 受診期間	データ 引き渡し期日	対象者
第1クール	7月 受診者	令和8年9月1日(火)	第1クール —
第2クール	～8月 受診者	令和8年10月1日(木)	第2クール 第1クール(再募集)
第3クール	～9月 受診者	令和8年11月2日(月)	第3クール 第2クール(再募集)
第4クール	～10月 受診者	令和8年12月1日(火)	第4クール 第3クール(再募集)
第5クール	～11月 受診者	令和9年1月7日(木)	第5クール 第4クール(再募集)
第6クール	～11月 受診者	令和9年2月1日(月)	第6クール 第5クール(再募集)
第7クール (予備)	—	—	— 第6クール(再募集)

(4) 特定保健指導内容案内等の作成・発送

区が指定したスケジュールに合わせ、クール毎に特定保健指導内容案内及び参加呼びかけのパンフレット等(申込書を含む)を封筒に封入・封緘し、対象者に郵送すること。パンフレットや封筒等の作成にかかる費用および、郵送料は受託者が負担すること。

送付物や利用者に渡す資料の内容について事前に区に提示し了承を得ること。また、クール毎に保健指導参加者(以下「利用者」という。)の利用会場及び日時等が確定次第、速やかに区に報告すること。

(5) オンライン面談の活用

受託者は、保健指導受講を希望するが、面接会場に赴くことが困難な対象者に備え、オンラインによる初回面接を案内し、実施できるよう、設備を整えること。

(6) 特定保健指導参加希望者の申込み受付及び受診勧奨

参加申込のあった対象者に対して初回面談を設定し、特定保健指導につなげること。申込みがない対象者には、受託者からハガキによる再勧奨を1回まで行うこと。

(7) 保健指導の実施会場

保健指導の実施会場は、平日の日中・夜間の利用希望者用のがん予防・健康づくりセンター内会議室及び、土日の日中の利用希望者用として、ひぐらしふれあい館、尾久ふれあい館、町屋ふれあい館、南千住ふれあい館の各会議室を含めた計5会場を区が用意する。

No.	会場	所在	備考
1	がん予防・健康づくりセンター	荒川区荒川2-11-1	平日(日中・夜間)
2	ひぐらしふれあい館	荒川区東日暮里6-28-15	土日(日中)
3	尾久ふれあい館	荒川区西尾久2-25-13	土日(日中)
4	町屋ふれあい館	荒川区町屋1-35-8	土日(日中)
5	南千住ふれあい館	荒川区南千住6-36-13	土日(日中)

7 実施体制

- (1) 受託者は、「プログラム」「手引」の基準を満たす体制を確保し、保健指導の実施にあたっては、必要な人員を確保すること。
- (2) 受託者は、対象者や利用者からの問い合わせに速やかに対応できるよう必要な人員と、組織内の責任者への連絡体制の構築を図ること。
- (3) 対象者および利用者の生活習慣の改善に係る行動変容を促すことができるよう、また区の健康づくりに関する施策を十分に理解するよう、保健指導にあたる職員に研修を受講させるなど、事業所内の研修体制の充実を図ること。
- (4) 区担当者と緊密に連絡や打合せができる体制を整えること。

8 記録

受託者は、業務を記録し、利用者ごとの「特定保健指導支援計画および実施報告書」を作成すること。区から記録類についての照会があった場合には、速やかに回答すること。

9 実績報告・評価等

受託者は、月に1回は保健指導の実施状況、対象者ごとの保健指導情報について報告すること。

また、保健指導を終了した利用者について、その実施内容を、指定した XML ファイル形式にして、毎月区に提供すること。

10 国民健康保険団体連合会の法定報告用データの提出

区から国民健康保険団体連合会に法定報告を行うため、指導開始時と実績評価時の利用者の直近データを提出期日までに XML 形式にした CD-R で、区に提出すること。

提出期日は令和9年8月20日(金)とする。

なお、保健指導中で提出期日に間に合わない利用者がある場合は、令和10年2月末までに、未提出データを XML 形式にした CD-R で、区に提出すること。

11 委託料の支払

受託者は、利用者一人ひとりの保健指導実施の進捗状況に基づき、区へ委託料の支払を請求する。

なお、ここでいう進捗状況とは初回支援終了、3ヵ月後または6ヵ月後の評価終了、継続支援脱落もしくは保健指導を辞退した場合を指し、いずれかの事由が発生した月に、まとめて支払を請求することとする。また、毎月の締め日については、区と受託者で協議の上定める。

また、保健指導内容案内等の作成・発送に係る経費についても、ひと月分をまとめて、保健指導実施費用と併せて、支払を請求することとする。

12 事故等への対応

初回面談時の会場内での事故等による責任および損害賠償等は受託者に帰属する。また、受託者は、利用者が事故にあった時や対象者及び利用者との間にトラブルが生じた時は、適切な措置を講じるとともに、直ちに区に報告すること。

13 視察および同行

区は事業内容および実施状況確認のため、必要に応じて保健指導の視察、同行を行う。また、区は個人情報の取り扱い状況を確認するため、保健指導利用者の情報を取りまとめている部署やデータを処理している端末機器、データの保管状況の視察を行うことができることとし、受託者はその依頼に応じなければならない。

14 調整会議

受託者は、保健指導の質の向上や区との連絡調整のための調整会議に出席すること。

15 その他

この仕様書に定めのない事項等については、受託者は区と協議の上、実施すること。